

定置漁村の特性と観光定置の成立条件の関係について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産総合研究センター 公開日: 2024-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): fixed shore net; formation condition for sightseeing fixed shore net; tourist home; school 作成者: 松浦, 勉 メールアドレス: 所属: 水産研究・教育機構 (退職)
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2010785

This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License.



定置漁村の特性と観光定置の成立条件の関係について

松浦 勉*

Relation between characteristic of fixed shore net fishing village and formation condition for sightseeing fixed shore net

Tsutomu MATSUURA*

Abstract The number of commune which has sightseeing fixed shore net in commune is approximately 47 in Japan. Most of fixed shore net manager have started sightseeing fixed shore net since about 1990 in Japan. The license number of fixed shore net which are managed by all households in fishing village is approximately 135 at 2000 in Japan.

The village managed fixed shore net by all households have trended to promote positively sightseeing fixed shore net. These villages are admired to have excellent function of interchange promotion between urban people and fishing village inhabitant.

The sightseeing fixed shore net which can invite more visitors are mostly operated by fixed shore net managed by all households of the village. Formation condition of sightseeing fixed shore net in village with tourist home is making up the confidence between fishery cooperative and visited school. On the other hand, formation condition of sightseeing fixed shore net in the village with no tourist home is making up promotion system between fishery cooperative and village sightseeing development association.

Fishing village children have few opportunity of experience to see fishing activity on the Ocean. So, some manager of fixed shore net including no sightseeing fixed shore net have invited the pupil of local elementary and junior high school in order to promote understanding of fishing industry, extension of fish feeding, raising of attachment spirit to native town and provision of fishing successor.

Key word: fixed shore net, formation condition for sightseeing fixed shore net, tourist home, school

水産庁が1997年度に全国の小中学校を対象に実施した抽出アンケート調査によれば、有効回答453校のうち、約2割の学校が漁村で漁業体験を実施した経験があり、実施した学校の約8割で漁業体験の実施は有意義であり児童生徒も喜んでいるという評価を得た。また、今後、漁村での漁業体験を実施したいと答えた学校（有効回答校の1/4）で、実施したい漁業体験の内容として、地曳網、定置網、釣り、潮干狩り等の漁法をあげてい

る（水産庁、1999）。

また、全国の小中学校では、2002年度から教科の枠にこだわらず体験的な活動を重視する総合的な学習の時間が本格実施された。高校は2003年度から本格実施される。日本修学旅行協会がまとめた2000年の高校の修学旅行調査によると、高校の修学旅行先のトップが「文化遺産の見学」で人気を博した古都・京都から、「自然体験学習」の北海道にとって代わられたとのこと

2002年7月19日受理 (Received on July 19, 2002)

水産総合研究センター業績A第25号 (Contribution No. A 25 from Fisheries Research Agency)

* 中央水産研究所 〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4 (National Research Institute of Fisheries Science, Fukuura 2-12-4, Kanazawa, Yokohama 236-8648, Japan)

である（朝日新聞，2001）。体験型，環境学習型重視の傾向を示している。

受け入れる側の漁村は，1990年代になって，魚価の低下や漁獲量の減少に伴う漁業経営の低迷等により，漁村経済が沈滞ムードにある。このため，一部の漁村においては，都市住民に漁業体験を通して漁村の自然や文化に触れてもらい，これにより漁村全体の収入の増加を図ることを推進している。

観光定置（有償による大型定置網の漁業体験，以下同じ）に関するこれまでの研究をみると，福井県三方町の遊漁船業の実態と経営（工藤，2002），静岡県南伊豆町妻良地区の漁業体験活動（幡谷，1999），徳島県下の観光定置を事例とした「体験・交流型」漁業の社会的評価（中原，婁，2002），高知県窪津漁協における観光事業の導入（乾，1996），鹿児島県下の観光定置と直売店（島，1995），沖縄県下の観光定置の実態について（上田，1995），全国規模で各種定置網による観光定置の実態について（松浦，2001），それぞれ述べている。しかし，観光定置が行われている漁村の特性などについての研究はほとんど行われていない。そこで，本研究では，全国の観光定置の件数および主要な観光定置実施地区における免許状況と観光定置の概要を明らかにするとともに，利用客数が上位4地区の観光定置の実施状況を比較検討し，これらの地区における定置網の村張り経営など定置漁村の特性と観光定置の成立条件の関係について明らかにする。なお，漁業体験の中で定置網を選択した理由は，定置網は沿岸域で大規模な漁具が用いられ大量の水揚げがなされることや，10～20人の漁師による共同作業であることから集団生活や社会のルールを学ぶことに役立つと考えたからである。

資料と方法

定置網は，漁業制度面からみると，定置漁業権にもとづく「大型定置網」と，第2種共同漁業権や知事許可漁業^{注1)}にもとづく「小型定置網」の2つがあるが，本稿では，修学旅行（修学旅行以外の集団宿泊行事を含む，以下同じ）のように多人数の乗船が可能な大型定置網（以下，「定置網」）を調査の対象とする。

玉置（2001）の資料^{注2)}から推定すると，観光定置が行われている全国の市町村の数は約47で，日本海に面した新潟～京都の各府県，島根県，太平洋側では静岡，徳島，高知，鹿児島県の各県などにみられる。47市町村の観光定置実施地区のうち，インターネットや既存資料により利用客数の多いと思われる30地区について現地調査や電話の聞き取りにより調査した。47市町村の観光定置は，漁協が窓口となって実施されているもの

がほとんどである。この他，地方自治体（観光協会を含む）や遊覧船会社が窓口となって，観光船を仕立てて行う観光定置（滑川市のホタルイカ定置網や宮古市のサケ定置網など）も含まれるが，その場合には，定置網漁業者や漁協との連携はあまりなく利用客と漁村の交流が少ないので，本研究の対象外にした^{注3)}。

注1) 全国漁業協同組合連合会（1998）によると，岩手，福島，茨城など36県の漁業調整規則において，小型定置網漁業が知事許可漁業として規定されている。

注2) 玉置（2001）によると，大型定置網と小型定置網の観光定置の実施市町村数は75であり，玉置私信による実施市町村リストから推定すると，うち大型定置網の実施市町村数は47である。

注3) 観光定置の窓口は，漁協，民宿，市町村（観光協会を含む），遊覧船会社などが行っているが，漁協が窓口になっているのが大部分である。富山県滑川市のホタルイカ定置については，滑川市観光協会（事務局は滑川市商工水産課）が市の助成を得て観光船を運航している。また，宮古市の遊覧船会社は，運航コースの途中にある定置網の網上げ（サケ）を見学するものである。

結 果

観光定置の概要

まず，都道府県における観光定置の概要を都道府県における定置漁業権の免許件数・観光定置実施の市町村数・村張り経営の免許件数で示した（Table 1）。定置漁業権の免許件数は全体で1,875件であり，このうち，北海道が圧倒的に多く1,023件，石川県が106件，岩手県が95件の順になっている。

観光定置の利用客数は多いところは約7,000人，少ないところは10人前後のところもあった。Table 2に，利用客数が100人程度以上と比較的利用客数の多い観光定置8地区を選んで，免許状況や観光定置の内容を示した。福井県が3地区と多く，高知県が2地区となっている。観光定置に着手した年は，1990年以降の地区が多く，観光定置の窓口はすべて漁協である。また，免許権者の種類は，網組^{注4)}，個人共有，漁協となっている。各県の定置網の沿革や県の指導の違いなどによって，免許権者の種類は異なっているが，福井県の個人共有と福井県以外の県の網組はいずれも，全村・全部落的に地元住民が出資して定置網を運営する村張り経営であった。また，後述するが，静岡県南伊豆漁協妻良支所の定置網は数年前まで免許権者が漁協の村張り経営であった。修学旅行を受け入れている地区は民宿を有する地区が2つ，民宿のない地区が1つの計3地

Table 1. Number of licences for fixed shore net, commune number performed sightseeing fixed shore net and licence number managed by all households in fishing villages by prefecture in 2000

unit : issue

Prefecture	Number of licences for fixed shore net (1)	Commune number performed sightseeing fixed shore net (2)	Licence number managed by all households in fishing villages (3)
Hokkaido	1023	2	
Aomori	20	1	
Iwate	95	3	7
Miyagi	46	1	
Akita	22	1	
Yamagata	2		
Fukushima	1		
Ibaragi	1		
Chiba	12	1	
Kanagawa	29		
Niigata	33	4	9
Toyama	79	1	6
Ishikawa	106	3	21
Fukui	49	6	32
Shizuoka	16	2	
Mie	53	2	20
Kyoto	36	1	
Hyogo	6		
Wakayama	13	1	5
Shimane	40	4	8
Yamaguchi	9		4
Tokushima	2	1	1
Kagawa	5		
Ehime	6		
Kochi	42	4	17
Saga	1		1
Nagasaki	58	3	4
Kumamoto	2		
Ooita	5	1	
Miyazaki	13		
Kagoshima	34	4	
Okinawa	16	1	
Total	1875	47	135

(1) Number of licences surveyed by Fisheries Agency in 2000

(2) Commune number performed sightseeing fixed shore net is due to Tamaki (2001)

(3) Number of licences managed by all households in fishing villages is added to the number of licences with over 11 stock holders for fixed shore net, except Fukui prefecture and estimated number of licences in Fukui prefecture

区であった。また、地方公共団体等から助成を受けて漁業体験学習機能を有する定置漁船を取得したところが3地区あった。

利用客数上位4地区における観光定置の実施状況

観光定置の実施状況を詳細に把握するため、利用客数が多い上位4地区における観光定置の内容を示した(Table 3)。上位4地区は、静岡県南伊豆漁協妻良支所

Table 2. The general status of licences and sightseeing fixed shore nets in which user numbers are over 100 persons

Prefecture/Commune	Fishery cooperative	Starting year of sightseeing fixed shore nets	Information	Number using sightseeing fixed shore nets (1)	Kind of licence
Niigata/Awashima	Awashima	Middle of 1960s	Fishery cooperative	about 100	Voluntary association
Shizuoka/Minamizu	Minamizu (Mera branch)	1968	Fishery cooperative (Teichi-bu)	about 700	Fishery cooperative
Fukui/Koshino	Koshino	1995	Fishery cooperative	about 400	Joint owners
Fukui/Mihama	Nyuu	1999	Fishery cooperative	about 400	Joint owners
Fukui/Mikata	Mikatato (Miko branch)	1985	Fishery cooperative (branch)	about 1100	Joint owners
Tokushima/Kaifu	Tomonoura	1998	Fishery cooperative	about 600	Voluntary association
Kochi/Tosashimizu	Kubotu	1998	Fishery cooperative	about 700	Voluntary association
Kochi/Muroto	Shiina	1997	Fishery cooperative	about 100	Voluntary association

Prefecture/commune	Management style	Tourist home	Acceptance of school trip	Subsidy for acquisition of fixed shore net vessel
Niigata/Awashima	Managed by all households in fishing village	Yes	No	No
Shizuoka/Minamizu	Managed by all households in fishing village	Yes	Yes	No
Fukui/Koshino	Managed by all households in fishing village	No	No	Yes
Fukui/Mihama	Managed by all households in fishing village	Yes	No	Yes
Fukui/Mikata	Managed by all households in fishing village	Yes	Yes	No
Tokushima/Kaifu	Managed by all households in fishing village	No	No	Yes
Kochi/Tosashimizu	Managed by all households in fishing village	No	Yes	No
Kochi/Muroto	Managed by all households in fishing village	No	No	No

(1) Number using sightseeing fixed shore nets is the recent round number, in which the number of general public users and school trip students are added, but, the data from Shizuoka/Minamizu is from 1995.

Table 3. The status of the four largest users of sightseeing fixed shore net

Tourist home		Tourist home		No tourist home	
Prefecture/Fishery cooperative		Shizuoka/Minamizu (Mera branch)	Fukui/Mikatacho (Miko branch)	Kochi/Kubotsu	Tokushima/Tomonoura
<District characteristic> All households (1) Fishery cooperative member (2) (Total of regular and associate) Fishery manager number by class (3)		138 households 143 persons	35 households 35 persons	337 households 336 persons	279 households 165 persons
		Under 5 ton class (75%), 5~10 ton class (13%) large-scale and small-scale fixed shore net (28%) Full-time job (11%), first-type kengyo (56%) second-type kengyo (33%) 28 managers	Under 5 ton class (70%), 5~10 ton class (3%) large-scale and small-scale fixed shore net (18%) First-type kengyo (3%) second-type kengyo (97%) 22 managers	Under 5 ton class (66%), 5~10 ton class (15%) large-scale and small-scale fixed shore net (4%) Full-time job (41%), first-type kengyo (48%) second-type kengyo (11%) Nothing	Under 5 ton class (66%), 5~10 ton class (15%) large-scale and small-scale fixed shore net (4%) Full-time job (30%), first-type kengyo (60%) second-type kengyo (10%) Nothing
	<Content of fixed shore net> Licensee Major captured fish Fishing period Stock owners of fixed shore net (5) Proportion of fixed shore net production value compared to the total value at the district Employee (vessel) Cropping time per day	Cooperative (stop of fixed shore net in 1996) Yellowtail, horse mackerel, mackerel All year 143 persons Half 22 persons (3 vessels) 2 times per day	Joint owners Yellowtail All year 35 persons Three forths 22 persons (3 vessels) 1 time per day	Fixed shore net voluntary association Yellowtail, horse mackerel, others All year 283 persons Half 36 persons (4 vessels) 2 times per day	Fixed shore net voluntary association Yellowtail From 1 Nov. to 10 July 140 persons One third 15 persons (2 vessels) 2 times per day
	<Content of sightseeing fixed shore net> Purpose Start year Information place General public user Rate	Service promotion for tourist home guest About 1968 Teichi-bu of fishery cooperative About 2000 persons (1995), about 100 (2001) 300 yen (adult), 150 yen (child)	Service promotion for tourist home guest 1985 Branch of fishery cooperative About 300 persons 500 yen (adult), 300 yen (child)	Management steadiness of fishery cooperative 1996 Fishery cooperative About 600 persons 2000 yen (adult), 1000 yen (child)	Promotion for hometown learning 1998 Fishery cooperative About 200 persons 3000 yen (adult), 1500 yen (child)
<Content of experience learning through sightseeing fixed shore net> Start year of experience learning Student number Accommodation		1982 About 5000 persons Junior high school trip Tourist home	1988 About 800 persons Junior high school trip Tourist home	1998 About 100 persons Junior high school and high school trip Hotel	1992 About 400 persons Primary, junior high, and high school Public accommodation
	<Promotion system>	Promotion by cooperation with commune sightseeing association and fishery cooperative	Promotion by cooperation with commune sightseeing association and fishery cooperative	Promotion by fishery cooperative	Promotion by fishery cooperative and commune education committee

Number of (1), (2) and (5) are up to 1995 year data for Shizuoka/Minamizu, recent data of others
 Number of (3) and (4) are from the tenth fishery census (1998)

(全体の利用客数が約7,000名)、福井県三方町漁協神子支所(約1,100人)、高知県土佐清水市窪津漁協(約700人)、徳島県海部町鞆浦漁協(約600人)であった。また、これら4地区を民宿の有無により区分すると、民宿を有する妻良支所と神子支所は、民宿を有しない鞆浦漁協と窪津漁協よりも利用客が大幅に多い。以下に、4地区における地区特性、大型定置網の内容、観光定置の内容、体験学習への対応、推進体制などを示した。

(1) 静岡県南伊豆漁協妻良支所

妻良地区は伊豆半島の南端に位置し、全世帯が138、漁協組合員数が143人の純漁村である。1960年に伊豆急下田駅が完成したことを契機に観光地化が進み、当時下田から南の沿岸域には宿泊施設がなかったため、妻良地区の漁家も民宿を行うようになった。

観光定置が行われた定置網の近年の水揚げ金額は7,000万円～1億2,000万円であった。この定置網は、漁協合併前は妻良漁協が漁業権者であり、妻良地区の住民が世帯ごとに1株ずつ出資した村張り経営であった。1965年に妻良漁協など9つの漁協が合併して現在の南伊豆漁協が設立された。その時に、県の指導により、この定置網の免許権者は南伊豆漁協になった。しかし、妻良地区の住民は引き続き自分たちで経営することを強く希望したため、特例的に南伊豆漁協の中に定置部を設けて、妻良地区の住民による村張り経営が継続された。このことから、妻良地区の定置網は免許権者は漁協であるが、経営形態は村張り経営であることが明らかになった。

観光定置を行うきっかけは、妻良地区の民宿宿泊客の中に、定置網への乗船を希望する客が増えたことによる。当初は料金を取らなかったが、一部のお客が気を使って乗船のお礼に酒1升を持ってきたりしたため逆に定置網側が恐縮し、1968年頃から大人1人100円(その後300円)の料金を設定した。観光定置の一般客は、1975～1985年は年間約2,000～3,000人であった。

修学旅行の妻良地区への受入は、1981年に岐阜県の中学校が修学旅行で同町の弓ヶ浜国民休暇村に宿泊した際に、中学校側が妻良地区の定置網体験を要望したのがきっかけである。同中学校は、翌1982年も、同様に弓ヶ浜国民休暇村へ宿泊して、妻良地区の定置網体験を計画した。この計画に対して、当時のW妻良観光協会長は、休暇村ではなく妻良地区の民宿に泊まって欲しい旨要請した。これに対して、学校側は民宿に生徒が宿泊した時に安全が確保できるかどうかを危惧した。W会長は、東京のホテルに泊まっても1つの部屋にボーイが1人つくことはないが、民宿に泊まると少なくとも2人のボーイ(民宿の夫婦)がつくので民宿の方が安全であるとして、学校側へ妻良地区の民宿へ

宿泊する了解を取り付けた。これが全国的に初めての中学校修学旅行の漁村民宿への受入と思われる。妻良地区はその後毎年多数の修学旅行を受け入れており、これまで安全面での問題は発生したことはない。妻良地区は集落規模が小さくまとまりが良いので、安全性が確保されやすい。妻良地区の民宿は、現在は28軒であり、すべて漁協の組合員である。

妻良地区の民宿における一般客の受入人数は、ピーク時は5万人近くであったが、現在は景気の低迷により、大幅に減少したといわれている。現在の修学旅行の受入人数は約5,000人であり、岐阜、大阪、愛知、静岡、群馬等の各府県の中学生在が多い。中学生の修学旅行の日程は、東京で1泊、妻良地区で1泊の2泊3日のケースが多いようであり、妻良地区には午後到着し、漁港で入村式を行った後、各民宿に投宿する。魚の開き、民宿ごとに夕食とミニ体験教室(民宿側が漁業、漁村の話をする)、早朝食の前に定置網体験、退村式というスケジュールである。妻良観光協会が修学旅行の受入について主導的役割を果たしているため、観光定置の推進体制は整備されているといえる。

1940年から続いた定置網の村張り経営は、その後の冬期の不漁により経営収支が悪化したため1996年に廃業となり、定置網の漁業権は南伊豆漁業(株)に移り、現在はM個人経営体が所有している^(注5)。現在M個人経営体は、定置網に使用する隻数を従来の3隻から2隻に減少し、省人化を進めて乗組員も削減した。また、市場への水揚げ時刻の関係で朝の出港時刻を従来よりも早めた。このため、観光定置は、M経営体が窓口となり現在も引き続き行われているが、お客を受け入れにくい状況になっている。この結果、修学旅行への定置網体験は行われなくなり、一般利用客数も従来に比べて減少し、2001年には約100人になった。

このため、妻良地区を訪れる修学旅行は定置網に代わる漁業体験として、現在は、刺し網またはかご網(タコやカワハギねらい)の網揚げ体験を行っている。具体的には、漁船を所有する民宿は、民宿ごとに生徒を乗せて刺し網の体験を行っており、また、漁船を所有していない民宿はM経営体が所有する定置漁船に多くの生徒を乗船させて集団でかご網の体験を行っている。いずれにせよ、修学旅行への定置網体験が中止されてから民宿側の負担が増えている。

なお、妻良地区の修学旅行受入以降、伊豆半島の漁村民宿への宿泊を希望する中学校が増加したため、妻良地区だけでは収容しきれなくなった。妻良地区周辺の漁村は、定置網を有していないが、妻良地区と同様に小規模な純漁村で民宿を有している地区が多い。そして、これら漁村のうち子浦地区(南伊豆町)や須崎

地区（下田市）は1990年頃から修学旅行を受け入れるようになった。また、ここ1～2年新たに受入を始めた漁村も増えており、現在、伊豆半島の漁村全体が受け入れている修学旅行は1万人を超えている。

（2）福井県三方町漁協神子支所

神子地区は、若狭湾に突き出た常神半島に点在する集落の一つであり、全世帯数と漁業世帯数が同じ35世帯のため、漁協組合員数も35人（すべて正組合員）であり、極めて小規模な純漁村である。市街地からの距離が離れているので他産業へ就労する機会が少ない。神子地区における民宿は、道路の開通により1971年頃急増して20軒くらいとなり現在に至っている。

神子地区の定置網は、合併前は神子漁協が免許権者であり、35世帯による村張り経営であった。1983年に三方町内の4つの漁協（神子、小川、世久見、常神）が合併して三方町漁協を設立したことに伴い、神子漁協は三方町漁協神子支所になった。合併後の免許権者は個人共有となり、引き続き35世帯による村張り経営となった。

35人（世帯）は定置網漁業権の共有者でありかつ従事者なので、全世帯が定置網に従事する義務があった。従来は従事者数が35人なので全世帯が定置網に従事していたが、1985年頃から水揚げ量が減少したことで省人化機器の導入により従事者を減らし、現在は22人で操業している。このため、35人の中から22人が毎年順番によって定置網に従事している。定置網は1日1回の早朝2時間操業なので、定置網操業が終われば従事者は別の仕事に従事する。1960年代まではマグロやブリが多数水揚げされ、各世帯の年間収入の相当部分を定置網収入に依存した時期もあったが、近年になってこれら高級魚の水揚げが減少したため、近年における定置網の年間の水揚げ金額は4,000～5,000万円足らずである。しかし、他の3地区と異なり定置網経営の継続が優先され、赤字を出さないように水揚げ金額に見合った人件費しか出さないことから、従事者1人あたり賃金は低く抑えられている。多くの従事者は漁業収入の不足分を民宿等の収入により十分まかなっているようである。神子地区の定置網は集落の唯一の資源とみなされており、他の3地区と異なり株制度がない。

観光定置は1985年にM神子観光組合長が、定置網の水揚げ金額が減少したため、副収入である民宿のサービス向上を目指すことがきっかけで行われるようになり、三方町では神子地区だけが観光定置を行っている。料金は大人が500円、子供が300円である。

神子地区が修学旅行を受け入れるきっかけは、1988年に小浜市の国立若狭湾少年自然の家の宿泊予約が満杯となり、岐阜県のある中学校の修学旅行が同自然の

家に宿泊できなくなったため、旅行会社が三方町観光協会に修学旅行の受入を要請したことである。これを受けて神子地区で宿泊し、定置網体験をする修学旅行が始まった。それ以降毎年5～6校の岐阜県の中学校（約800人）が修学旅行で神子地区に来るようになった。2泊3日の旅行が多く、小浜市の同自然の家に1泊したあと、三方町に1泊するケースが多い。

三方町における修学旅行に対する体験メニューは、魚の開き、定置網体験、漁村の暮らしと歴史などであり、妻良地区の場合と大体同じである。三方町の小川地区と世久見地区は、神子地区と同様に村張り経営の定置網を有しており、観光定置を行っていないが、受け入れた修学旅行に対しては、定置網体験を行っている。三方町全体で約2,700人の修学旅行を受け入れている。日本海側各府県の中でこのように多数の修学旅行を受け入れているのは三方町だけと思われる。

三方町観光協会は、各地区の観光組合から構成され、修学旅行における体験学習の内容を紹介したしおりを作成しており^{注6)}、また、神子観光組合は修学旅行や一般客の受入を積極的に行っていることから、観光定置の推進体制は整備されているといえる。

（3）高知県土佐清水市窪津漁協

窪津地区は、足摺半島の付け根の東側に位置しており、全世帯が397、組合員数が336人の純漁村である。足摺半島は四国有数の観光地であり、半島の南端にはホテルが多数あるため、窪津地区には民宿などの宿泊施設がない。

窪津地区の定置網は、戦前から網組（窪津共同大敷組合）を免許権者として村張り経営が行われ、現在は4億円程度の水揚げを行っている。観光定置を行うきっかけは、窪津漁協における他の漁業の漁獲金額の落ち込みを補完するために、観光漁業を推進したことである。1993年9月に土佐清水市の自主企画研修制度によって、漁協役員が先進地視察を行った際、広島県内海町田島漁協における小型定置網を利用した観光定置を見て、窪津でもやれるという自信を持った。窪津漁協が窓口になって、1994年4月末の連休から、個人経営の小型定置網を利用した観光定置を実施したところ好評であったので、1996年4月末から定置網による本格的な観光定置に移行した。料金は大人が2,000円、子供が1,000円である。

また、高知西南修学旅行等誘致推進協議会が環境学習型の修学旅行を誘致している中で、1998年に旅行会社から窪津漁協に対して、修学旅行生徒を一般漁家に宿泊させて欲しいという依頼があった。地元では窪津が観光漁業を盛り上げている時期なので協力しようということになり、同年に神戸市の中学校と横浜市の高

校の2校の生徒を一般漁家25戸が受け入れた。一般漁家への宿泊は、生徒と漁家の相互にとって大変好評であったが、採算面を度外視したり、多少無理をして受け入れた漁家もあったため、1999年以降は行われていない。しかし、これがきっかけとなり、横浜市と神戸市から毎年修学旅行が足摺半島南端のホテルに宿泊して、定置網体験を行っている。また、旅行会社からの要望に応じて、海況の変化などにより観光定置が実施できないときは、漁港近くで磯遊びをした後、カツオのたたきを作って食事をするようにした。このため、炊飯施設や関連施設も整備されている。

窪津周辺の他地区では観光定置が行われていないこともあり、マスコミが好意的に窪津の観光定置を報道したため、窪津の知名度が急速に高まり、観光定置が窪津の代名詞となった。これが、これまで窪津地区を素通りしていた足摺岬観光客と漁協を結びつけるきっかけとなった。窪津漁協は観光定置に次ぐ2番目の漁業と観光の一体化を図る事業として、1995年1月から直販事業（朝市）を始めた。これによって、足摺観光客が窪津地区を訪れるようになり、1995年の直販事業による販売額は618万円であったが、2000年には直販施設を整備したため、2001年の販売額は6,000万円に増加した。また、閑漁期に漁船を休ませておくのはもったいないとして窪津遊漁船組合を設立し、1996年から遊漁船業（船釣り、ブリなどのルアー釣り）とホエールウォッチングも行っている。

窪津漁協は観光協会と連携していないが、観光定置の知名度によって都市住民等を漁村に呼び込んで水産物販売や遊漁を推進している。

(4) 徳島県海部町鞆浦漁協

鞆浦地区は、徳島県と高知県の県境近くに位置しており、世帯数が279、組合員数が165人の純漁村である。周辺に中核となる都市がなく、集客力のある観光地にも恵まれないため民宿がない。鞆浦地区は黒潮の逆流がぶつかるために定置網漁場として恵まれており、県内で唯一の定置網が営まれている。

海部町は、1992年からふるさと学習を行っている。これは、東京暮らしが長かった当時の町長が、都会に住んでいる友人やその子供が自分のふるさとのことをあまりに知らないことから、子供にふるさとを自覚させる必要があると考えたからである。

ふるさと学習を充実させるために、1995年度からふるさと教員制度がスタートした。教師以外の学習支援者であるふるさと教員は町教育委員会が任命し、小学校で地元の産業についての授業を行う。ふるさと教員は、現在、水産業と農業から1人ずつ任命され、水産業は、鞆浦漁協の副組合長のN氏が任命されている。

鞆浦地区に位置する海部東小学校においては、県内で唯一の定置網の歴史を生徒が知ることが、鞆浦の水産業を学習する上で重要となっている。そのため、小学5年生を対象に、定置網体験を行うとともに、ロープの結び方、網の直し方、魚釣りの体験が行われ、年間3日間水産業の授業時間が当てられている。

5年のクラスを担当しているT先生は、定置網体験では、確かに、子供達の多くは船酔いで苦しい思いをする。しかし、その苦しみが、逆に、漁業に従事する自分の親たちの職業理解や食卓に出される海産物を残さず食べようとする意識へとつながっている。2000年度に海部東小学校を卒業した児童の1人が、将来の夢として「漁師」と書いた。その文字を見たとき、ふるさと教員制度の成果を実感したと述べている。

観光定置を行うきっかけは、鞆浦漁協が海部町の小学校の他に、より広く県内外の学校や一般客にも定置網体験をしてもらうことを目的にして、1997年度に農林水産省山村振興事業の補助を得て漁業体験学習船を整備したことである。この学習船は他の3地区の定置漁船より大型の19トンであるため、お客をより多く乗船させることができ、便所を船内に有している（省人化機械の導入により全体の乗組員数は導入前の32人から15人になった）。そして、現在では、県内の小中学校、高校（水産高校を含む）が毎年定置網体験を行っているほか、県内外からも一般客を受け入れている。料金は大人が3,000円、子供が1,500円であり、この4地区の中で一番高い。観光定置は、町教育委員会と連携を取りながら漁協が主体となって実施しているが、これまでのところ、受入人数が少ないこともあり、観光協会との連携は弱体である。

なお、海部町の海部という地名は、全国に何カ所かみられるが、漁労を主体とする海人の集落という意味がある^{注7)}。したがって、徳島県の海部町には、かつて漁労を主体とした海人が住んでいたと思われる。しかし、海部東小学校の子供は、男子は野球、女子はバレーボールに熱中しており、テレビの影響も大きく受けているため、海や漁業と接点のない子がほとんどである。最近の漁村の子供は、学校のプールを利用するため砂浜で泳ぐことが少なくなるなど、海と接する機会が少ないという不自然な状況にある。このため、最近の海部町の子供は、都会の子供や山の子供とほとんど変わらなくなったといわれている。

以上の4つの地区の事例から民宿の有無により主要な比較を行うと、民宿を有する地区は、全世帯数が少なく、第2種兼業の割合が多く、また、観光定置に取り組むきっかけが民宿宿泊者に対するサービス向上という明確なものであった。また、民宿のない地区は全

世帯数が比較的多く、専業者や第1種兼業者の割合が高い。また、観光定置に取り組むきっかけは漁村来訪者の増加による漁協経営の安定やふるさと学習の推進などの複数であった。

注4) 網組（大敷組合、大謀網組合などを含む）は、任意組合のため法人格はないが、社団としての統一性を有しているため、「人格なき社団」と呼ばれている。網組は、歴史的に、地区の多くの住民が定置網の株主となっている場合が多く、漁協とは別の事業体組織である。網組の実態は地域により異なっているが、一般的には全村・全部落的な地元住民の共同経営組織（村張り経営）と、出資制をとり理事会、総代会等の執行体制が確立している企業性の強い経営組織（生産組合的経営）に分かれる。

注5) 妻良地区の定置網は、従来から夏期は好漁、冬期は不漁の漁場特性を有しており、当初は半年（3～8月）しか操業を行わなかったが、1950年代半ばになって、乗組員を確保しやすくするために周年操業に転換した。定置網の村張り経営は1960年代までは安定していたが、1970年代半ばから冬季の不漁が顕著になり、人件費がかさんで赤字経営が続いた。この結果、1996年に定置網の資産を伊豆急行(株)傘下の南伊豆漁業(株)に売却した。南伊豆漁業(株)の時に省人化が図られ定置網経営は悪くはなかったが、その後の伊豆急行(株)の経営方針の変更により再び売却され、現在はM個人経営体により営まれている。

注6) 三方町観光協会(2001)は、海の体験学習のしおりにおいて、魚の開きを作る、ロープの結び方を習う、漁村の暮らしや歴史について学習、魚釣り、定置網引き上げ見学、養殖魚の餌やり、ボート乗船体験など、12項目にわたって体験学習の内容を写真付きでわかりやすく紹介している。

注7) 長崎(1981)によると、日本の沿岸漁業は、南方系漁業である海女などによって太平洋側と日本海側を南から北へ、黒潮や対馬暖流に沿うように伸びていった。この原動力をなしたのが、海部の民であった。もぐり、釣り、または網を使う南方系漁業は、瀬戸内海の東部、特に大阪湾で技術的な発展をし、これが日本全国へ広がって行く。「和名集」が編集された9世紀中頃には、明らかに海人の集落と思われる海部、またはそれに類似した名をもつ郡や村が17カ所あったと記載されている。

考 察

上記で示した都道府県における定置漁業権の免許の状況や利用者数が多い地区における観光定置の実施状

況から、定置漁村の特性と観光定置の成立条件について以下に考察した。

定置漁村の特性

定置網の村張り経営は、免許権者が網組、個人共有、漁協と多岐にわたるため、免許権者の名称から村張り経営の有無を判別することは困難である。このため、ここでは、網組における構成員数が11人以上の免許件数(103件)と網組の免許権者がいない福井県における個人共有のうち村張りりと推定される免許件数(32件)の合計値である135件(定置網漁業権全体に占める比率は約7%)を全国の村張りの件数とみなした(Table 1)。なお、免許権者が漁協の件数は全部で369件であるが、南伊豆町妻良地区のように漁協が免許権者でありながら村張り経営を行っていた事例は最近あまりないと思われるので除いた。

村張り経営は、法人格を持たないため資本の内部留保が困難であり、第三者との取引も代表個人名で行うために問題が生じやすいなど経営基盤が脆弱な面がある。漁業法の改正が行われた1962年当時の水産庁担当官は、定置網の村張り経営は社会経済事情の進展に伴い、多くは漁民による企業性の強い網組経営(生産組合的経営)あるいは漁協自営(村張りの経営ではなくあくまでも漁協主体による経営)などに移行しているので消滅していくものと予想していた^{注8)}。このため、定置漁業の免許の優先順位に関する1962年の漁業法改正において、村張り経営を含む人格なき社団の優先順位を認める根拠規定を廃止し、経過措置として付則において当分の間従来の取扱いを踏襲することとされた。そして、2001年の漁業法改正において、この人格なき社団の経過的な扱いを定めた漁業法付則第3条が廃止された経緯がある。

小沼(1988)は漁村を8つに類型化した上で、定置漁村における株の所有や沿革などについて述べている^{注9)}。利用客数が上位4地区における村張り経営をみると、村張りの成り立ちや定置網経営、地域社会などについてそれぞれ特性を有していることが明らかになった^{注10)}。また、これら定置漁村の特性をみると、景観的には、農地が少なく海岸線に沿って漁家が並んでいる、集落の規模が小さいまま維持されているため景観が保全されやすい、自然が残されており風光明媚であるという特徴を有している。漁村社会の観点からみると、定置網収入の一部が神社や学校の整備に寄付されたため公共施設の整備状況が良い、全世帯数に占める漁業世帯の割合が高いため純漁村が維持される、定置網収入を各世帯へ均等に配分するため戸数制限がある、定置網への出資は1世帯1株の平等株が多く貧富の差が

小さいことから人間関係が非常に円満で共同体意識が高いという特徴がある。また、漁業の面では、大漁時に全世帯に対する漁獲物の配布などの互助システムが維持されている、定置網は多様な魚種が相当量水揚げされるので、民宿は宿泊客に満足のいく地元の魚料理を提供できるといった利点がある。

現在の村張り経営の定置漁村は、他の多くの漁村と同様に水揚げ金額の減少などの問題を抱えており、村張り経営を放棄した地区もいくつか見られる。しかし、村張り経営の漁村は他の漁村に比べて地元住民にとって受益の多い社会であるため、それを維持するための努力が払われてきたものと思われる。村張り経営の定置漁村が行う観光定置は他の漁村に比べて地元住民の利益を優先する傾向があるため、民宿や他の地元住民が受益することが多いことから地元において受け入れやすく協力も得やすい。1962年の漁業法改正時には消滅していくものと予想された村張り経営の定置漁村は、1990年頃以降観光定置を積極的に推進するようになり、都市との交流機能の高い漁村として評価されつつあると思われる。

観光定置の成立条件

利用客数の多い観光定置はどのような特性を有する地区においてどのような受入を行っているのか、観光定置の成立条件について検討する。

観光定置が行われている市町村数はTable 1に示したように全国で47であり、このうち、相対的に利用客数が多い8地区をみると、いずれも村張り経営であった。このため、村張り経営の地区においては、なぜ観光定置の利用客数が多いのか、その理由について考察する。そもそも、観光定置は、それ単独で儲かるものではない。定置網漁業者からみれば、定置網の年間水揚げ金額は数億円になるのに対し、観光定置の利用客からの料金は年間数10～数100万円にしかない。また、定置漁船にお客を乗せる場合、小型の漁船ほど船上が手狭であるため漁労作業時においてお客が邪魔な存在になりやすい上、お客を乗せるためには傷害保険に加入する必要がある、さらに小型船舶検査機構による漁船検査において定員の増加に伴う検査コストも増加する。このように、観光定置自体があまり収益性の高いものではないので、直接的な漁労利益を優先する個人経営体においては、観光定置の取り組みに消極的にならざるを得ない面もある。先述した南伊豆町妻良地区は、定置網の経営主体が村張り経営から個人経営体に移行したことに伴い、修学旅行に対する観光定置が中止になった。このことから、民宿の有無にかかわらず、村張り経営が観光定置の成立条件として重要な

要因であることが浮き彫りにされた。

次に、Table 3において、民宿地区と非民宿地区の間で、観光定置の料金設定と推進体制に顕著な違いが見られたので、両地区を比較しながら観光定置の成立条件について考察する。民宿地区においては、民宿の宿泊客に対するサービス向上という明確な目的があるため、観光定置の料金が安く設定されやすい。神子地区の観光定置の料金は500円であり、これは船舶検査の費用が余分にかかるため、料金を徴収するようになったが、船上で刺身の試食を行うので儲けは度外視している。観光協会や民宿組合（観光組合）等からの要請という強いインセンティブにより漁協が観光定置を行うので、推進体制が整備されやすい。また、南伊豆漁協妻良支所や三方町漁協神子支所の地区をみると、全世帯数が少なく漁村規模が相対的に小さいために安全性が確保されやすく、修学旅行を受け入れやすい環境になっている。景気の低迷により一般客の宿泊が減少している現在において、民宿側は景気の影響を受けない修学旅行の受入を大いに歓迎している^{注11)}。また、一般客は冬期や夏期における週末利用が多いのに対し、修学旅行は4～7月の平日利用が多いので、営業的にもメリットが大きい。このことから、民宿地区においては、推進体制が既にかなり整備されているので、体験メニューの充実など受入の質的向上に努めて、旅行会社や学校側との信頼関係を維持することが重要な観光定置の成立条件といえよう。

また、非民宿地区における観光定置は、観光協会等の支援が少なく推進体制が不十分なので、漁協が独自に推進していることが多い。このため、観光定置の推進に際しては、漁協長のリーダーシップや定置漁船取得時の公的助成の有無などが重要な要因となりやすい。また、観光定置の料金は一定の収益を得ようとするために民宿地区の場合よりも相対的に高い。今後観光定置の利用客数を増加させるためには、漁協と観光協会等が連携を図り推進体制を整備する必要がある。現在利用客数が少ない非民宿地区においても、旅行会社からの問い合わせはかなりあるので、推進体制を整備して広報活動を積極的に行えば、今後利用客が増加する可能性は十分にあると思われる。このことから、非民宿地区においては、観光協会等と連携を図り推進体制を整備することが重要な観光定置の成立条件といえよう。

今後、全国的に観光定置の実施地区を増やし利用客数を増加させるためには、村張り経営以外の定置漁村においても積極的に観光定置を実施することが不可欠である。村張り経営でない定置漁村においても、景観、漁村社会などで村張り経営の定置漁村と類似した面を持っているところは多い。先に述べたように、子浦地

区や須崎地区は、妻良地区の修学旅行受入の先例を踏まえ、定置網以外の漁業体験を実施して多数の修学旅行を受け入れている。このことから、村張り経営以外の定置漁村においても、上記に述べた観光定置の成立条件に十分留意しつつ観光定置を推進することにより、修学旅行などにより利用客数を増やすことが可能であろう。

さらに、あわせて、地元の子供を対象とした定置網の漁業体験についても考えてみたい。全国の津々浦々の漁村には、1960年代半ばまで櫓付きの伝馬船があり、子供が櫓を漕ぐという光景がよく見られた。しかし、その後、伝馬船が船外機船に変わったため、子供が船で遊ぶという機会が少なくなった。高度経済成長期以降に生まれた親達、すなわち、現在の30～40歳代の親は、子供時代に自然を相手にした遊びをあまり行わなくなった世代である。その当時から、漁業や農業における兼業化が進み、子供が漁労作業や農作業を手伝うことが少なくなった。このため、現在においては地元の漁村の子供に対しても漁業体験が必要になってきた。最近、観光定置を実施していない地区を含む多くの定置漁村では、地元の小中学校側の要請に応じて、年に1度程度学校行事の一環として生徒に定置網体験を実施するところが増えているようである。定置網体験を通して、漁労作業の厳しさや自分の親や関係者が従事している漁業を理解することができる。地元の若い人が漁師になっていないことを子供なりに憂慮することなどから、漁業の後継者対策という面における期待もある。なお、本研究は、農林水産省農林水産技術会議の交付金プロジェクト研究「農村経済活性化のための地域資源の活用に関する総合研究」の一環として実施したものである。

注8) 定置漁業の免許の優先順位に関する1962年の漁業法改正において、村張り優先規定が廃止された。水産庁(1962)は廃止の考え方を次のように述べている。「定置漁業の免許については、従来、いわゆる孤立部落の「村張り」経営が特例的第1順位として規定されていた。これは、先の制度改革当時、まだ地域的に残っていた全村民、全部落民による定置経営を予想したものであったが、このような産業分化、職業分化が行われる以前の全住民の村張り経営は、その後の社会経済事情の進展に伴い消滅し、多くは「漁民による網組経営」あるいは漁協自営などに移行している。したがって、村張り経営についての特例的第1位順位を規定しておく意義がなくなったので、これを削除したものである」と述べている。また、「漁業法の一部を改正する法律の施行について」(1963年2月8日付け水漁第774号農林事

務次官)では、定置漁業の免許において、第1優先順位を認められていた人格なき社団(網組)は、法人格を有しないため、構成員全員の共有名義で免許を受け、免許後の地元漁民の参加ができない封鎖的な組織であることから、近代的な組織への改編が望まれるものである。このため、その優先を認める根拠となっていた規定(漁業法第16条第15項(法人以外の社団は、前14項の規定の適用に関しては、法人とみなす))を削除したが、その改編と法人化のためには若干の準備期間が必要と認められるので、改正法付則第3条において、当分の間は従来どおりその優先を認めることとなった。この当分の間とは、おおむね今回の免許切替後、長くともその存続期間すなわち5年を考慮しており、次期切替えにはこの付則を削除してその優先を認めない原則に戻ることを予定しているので、その旨をお含みのうえご指導ありたい、と通達された。なお、この付則の削除は、水産基本法の制定に伴う漁業法の一部改正時である2001年に実施された。

注9) 小沼(1988)は、漁村を類型化して、採貝採草漁村、養殖漁村、沿岸小漁村、定置漁村、大型網漁村、カツオ釣漁村、出稼漁村、湖沼漁村の8つに区分している。この中で、定置漁村について以下のように述べている。①定置漁村の場合は、漁場が限定されており、その生産力の如何によって左右される。そこでは、労働の生産力ではなく、漁場の生産力が漁民にとって重要となる。その漁場の生産力(豊度)に合わせるために戸数制限を行うことがかなり多くみられる。②漁法が一つの大規模なものであるだけに個々人がそれに参加するというような形はとらない。一つの体系的な作業に特定の人数が参加すれば足りる。したがって、そこでは労働するものは輪番制にする場合も生じうるし、また特定の者に限られてしまう場合もある。所有と労働配分とを一つにしておくことが、定置漁村の体制を維持するために必要なことはいうまでもない。そこで、戸数制限をしてこの労働と所有の分裂を防ぐことが行われる。次・三男他出の原則がこれである。③内部において一般に「所有」は株に分かれてくる。それが平等株として出ているところが少なくないが、決して昔から平等であったのではない。維新後の漁村には平等株のもの(新型)が多いが、旧藩時代からできている漁村では「株」は土地の所有、貢租の高によって百姓株と水呑の無株のものに分かれていたことが多く(旧型)、それが平等株になるのは大きな漁村変革を明治、大正、昭和にわたって経てからのことである。

注10) 4地区の村張り経営について、村張りの成り立ちや定置網経営、地域社会などの特性を述べる。①静岡県妻良地区の定置網は、以前は個人経営体が所有して

いたが、1940年に地元住民が出資して妻良漁協（当時は漁業会）の自営となり、村張り経営が始まった。定置網の利益は住民には配当せず、集落内の全世帯が受益を受ける水道や港、神社の整備、学校の増設などに充当された。このため、南伊豆漁協に合併された当時は旧9漁協の中で共同施設の整備が最も進んだ地区であった。また、アジなどが大量に漁獲された時には地区内に放送して各世帯に魚を取りに来てもらっていた。定置網経営の赤字の累積額が大きくなったため1996年に村張り経営を廃業したが、土地などの資産を多く保有していたことや南伊豆漁業(株)が定置網の資産を買取ったことにより、解散時には全株主に出資金を全額返還した上多少の配当金を有していた。②福井県神子地区の定置網は、以前は同地区の12世帯によって営まれていたが、1887年頃部落全体の均等なる漁業権として村張り経営が始まった。西田村誌（1955）によると、「神子の大敷は部落唯一の資源であって、現在部落の各家の収入の7割から8割まではこの大敷網の配当金であるのをみてもその重要性は明らかである」と記されている。また、三方町史（1990）には、「昔からこの地域の集落（小川、神子、常神等）では分家が認められず、次男、三男は、自分の集落の外へ出なければならぬことになっており、『兄貴は田地田畑は皆もらい、叔父は便所の踏み板さえあたらない』とはこの地域の語り草になっている」と言うが、神子でも人口の増減は目立たないが、戸数は多少の増減を示しており、小川や常神も同じである。しかし、現在でも、このおきては尊重されており、弟は家を出て生計を立てなければならないので、高校を終えて大学へ進学する傾向がみられる」と記載されている。このように、神子地区は、長子相続を行っているので、ここ数10年間世帯数が35戸のままである。1983年の漁協合併時に定置網の赤字を解消するために、神子地区の全世帯が26万円ずつ補填した経緯があるが、村張り経営の歴史が長いこともあり、他の3地区とは異なり定置網の株は存在しない。③大敷組合35年のあゆみ（1974）によると、高知県窪津地区の定置網は、以前は個人あるいは資本家により経営されていたが、1939年に地元民の貧困窮状の打開ならびに資本家による利益搾取を除去し漁場開発と漁獲の増産、地元住民の経済発展、就労漁民の待遇改善等を目的として、地元住民の出資による窪津共同大敷組合が設立され村張り経営が始まった。漁協の正組合員は基本的には1世帯1人であるが、世帯が別であれば、次男や三男も加入できる。しかし、大敷組合への加入は審査が厳しく長男のみであり、加入金が100万円と高額であり（漁協の出資金は18万円）、現在、漁協の正組合員は336人、大敷組合の組合員は283人である。

1999年は定置網が好漁であったため、1株あたり25万円の配当があった。窪津地区では、毎年旧正月に地区の氏神様である王子神社へ定置網の大漁祈願に行く習慣がある。この日は大敷網の株主、非株主を問わず、村総出で多数の人が大漁祈願に詣でている。そして、大漁があると、全世帯に漁獲物が配られる。④徳島県鞆浦地区の定置網は、以前は個人経営体が所有していたが、1932年に地元住民が出資して鞆大敷組合が設立され、村張り経営が始まった。漁協の正組合員（1口が1万円）は、以前は1世帯1人であったが、1988年頃以降1世帯何人でも正組合員になることができるようになった。しかし、鞆大敷組合（1口が30万円）は1世帯1人（長男）が基本であり、次男以下が株を得るためには新しい世帯を持つ必要がある。更に、大敷組合への加入を申し込む時に半分の15万円を支払い、その後満3年を経た4年目に残りの15万円を支払った後、加入から6年を経た7年目に株主の権利が発生する。現在、漁協の正組合員は151人であり、大敷組合の株主は140人である。また、大敷組合の株主が死亡しても、遺族に対して3年間株主の権利を与えている。

注11) 三方町全体の観光客の宿泊客の人数をみると、1985年が418千人であり、1989年が424千人でピークであったが、その後漸減傾向になり、2000年は238千人となり、1989年に比べて56%に減少した。また、神子地区についてみると、全体の統計はないが、夏期海水浴客の宿泊客の人数は1985年が12.6千人であり、1990年は15千人に増加した（1991年と1992年のデータはなし）が、その後減少して1999年は6千人に急減し1990年に比べて40%にまで落ち込んでいる。このような中、毎年800人程度の人数を安定して確保できる修学旅行の受入は神子地区の民宿にとっては大切なお客となる。

文 献

- 朝日新聞、2001: 2月3日付け、「高校修学旅行北海道が1位（自然志向反映）」
- 乾 政秀、1996: 高知県窪津漁協。漁協、**61**, 56-59.
- 上田不二夫、1995: 定置網漁業と漁協活性化事業―読谷村漁協の事例―。ていち、**88**, 19-34.
- 工藤貴文、2002: 三方町漁協地区における遊漁船業の実態と経営。平成13年度遊漁船業活性化推進事業、26-31.
- 窪津共同大敷組合、1974: 大敷組合35年のあゆみ、pp.7-8.
- 小沼 勇、1988: 漁村の構造、漁業政策百年、農文協、pp.392-394.
- 島 秀典、1995: 定置網観光と直売店―鹿児島県野間

- 池の事例から－. ていち, **87**, 45-51.
- 水産庁編, 1962: 新漁業法の解説, 水産社, pp.97-105.
- 水産庁, 1999: 漁村体験活動の手引き, 水産庁資源管理部沿岸沖合課遊漁・海面利用室, pp.8-10.
- 全国漁業協同組合連合会, 1998: 各都道府県漁業調整規則集, 1271pp.
- 玉置泰司, 2001: 都市と漁村の交流・連携による活性化－体験漁業による活性化－. 地域漁業学会第43回大会個別報告, 29.
- 中原尚知, 婁 小波, 2002: 「体験・交流型」漁業の社会的評価－徳島県鞆浦漁協における大敷網観光事業を事例として－. 北日本漁業, **30**, 85-100.
- 長崎福三, 1981: 魚食の民, 北斗書房, pp.88-132.
- 西田村誌編纂会(編), 1955: 西田村誌, 西田村, pp.88-89.
- 幡谷純一, 1999: 静岡県南伊豆町妻良地区, 漁業体験活動の手引き, 水産庁資源管理部沿岸沖合課遊漁・海面利用室, pp.91-95.
- 松浦 勉, 2001: 観光定置の実態と特性. 水産技術と経営, **47(3)**, 15-23.
- 三方町史編纂委員会(編), 1990: 三方町史, 三方町, pp.1173-1174.
- 三方町観光協会, 2001: 三方町海の体験学習のしおり, 6pp.